

1 趣旨

この管理標準は、限りある燃料資源の有効な利用の確保に資するとともに地球温暖化対策を推進するため、市が保有する施設において燃料、熱及び電気のエネルギーの使用の合理化（以下「省エネ」という。）を総合的かつ計画的に推進するにあたり基本的な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

エネルギーの受入及び消費に係わる管理、温室効果ガスの排出及び排出量取引、エネルギー消費及び温室効果ガスの排出関連機器並びに設備の保守・点検・更新などの管理全般に適用する。

3 管理体制

- (1) 郡山市地球温暖化対策推進本部設置要綱（平成22年5月21日制定）に組織された体制により行う。
- (2) 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）」で定めるエネルギー管理統括者は、省エネ法で定める管理区分（市長部局、教育委員会事務局、上下水道局）ごとに、所管大臣へ届け出た者とする。
- (3) 省エネ法で定めるエネルギー管理企画推進者は、省エネ法で定める管理区分（市長部局、教育委員会事務局、上下水道局）ごとに、所管大臣へ届け出たエネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者とする。
- (4) 省エネ法で定める管理区分（市長部局、教育委員会事務局、上下水道局）ごとの事務局は、環境部環境政策課、教育委員会事務局教育総務部総務課、上下水道局総務課とする。

4 役割

- (1) エネルギー管理統括者は、中長期的な計画の作成、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する。
- (2) エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者が統括管理する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する。
- (3) 施設を所管する課等は、中長期計画に定める目標が達成されるよう省エネの推進に積極的に努める。
- (4) すべての職員は、用途別管理標準により自らの業務において省エネの推進に積極的に努めるとともに、中長期計画に定める目標が達成されるよう協力しなければならない。

5 省エネの取り組み方針

- (1) 市が実施するすべての事務事業において、地球環境保全と脱炭素社会を目指したエネルギーの有効利用に努め、エネルギーコストの削減が可能な省エネを推進する。
- (2) 中長期計画に定める省エネ目標は、管理区分ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減に努める。なお、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定する地方公共団体実行計画（以下、「実行計画」とする。）の温室効果ガス削減目標を考慮する。
- (3) エネルギー消費を伴う設備の更新や新設に当たっては、補助金活用の検討をした上で、エネルギー効率面での評価を行うとともに、省エネ法の判断基準における新設に当たっての措置に規定され

た基準を遵守する。

6 実績報告

(1) エネルギー管理統括者は、管理区分ごとにエネルギー使用量等の集計を行い、省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書を作成し、所管大臣に提出する。

(2) 本部長は、環境推進員への研修会等に合わせて、エネルギーに関する教育を年1回以上行うことに努める。

7 取組実績の公表

省エネ法に係る取組実績については、市民、事業者の自主的な取り組みを推進するため、実行計画の実施状況等と併せて、定期的に公表するものとする。

8 関係事業者に対する要請

市は、施設の管理を委託する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身がエネルギー管理基準に準じた取り組みを推進するよう働きかけるものとする。

9 管理標準の見直し

この管理標準は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。